

2020年9月1日

今さら聞けないマイナンバー
～導入の経緯から
最新の裁判状況まで～



弁理士・弁護士 加藤光宏
特許法律事務所 樹樹

自己紹介

略歴

- 昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
- 昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
- 平成 9年 1月 弁理士登録
- 平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
- 平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
- 平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

役職等

- 日本弁理士会東海支部 副支部長 (2016年)
- 愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 委員長
- マイナンバー違憲訴訟 愛知弁護団 事務局長



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

マイナンバー制度導入の経緯

民主党政権

2010年 2月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会を設置

2012年 2月 マイナンバー関連法案を国会に提出

2012年11月 衆議院解散により廃案

自民党政権

2013年 3月 マイナンバー関連法案を国会に再提出

2013年 5月 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立・交付

2015年 9月 マイナンバー法改正（預金口座への付番他）

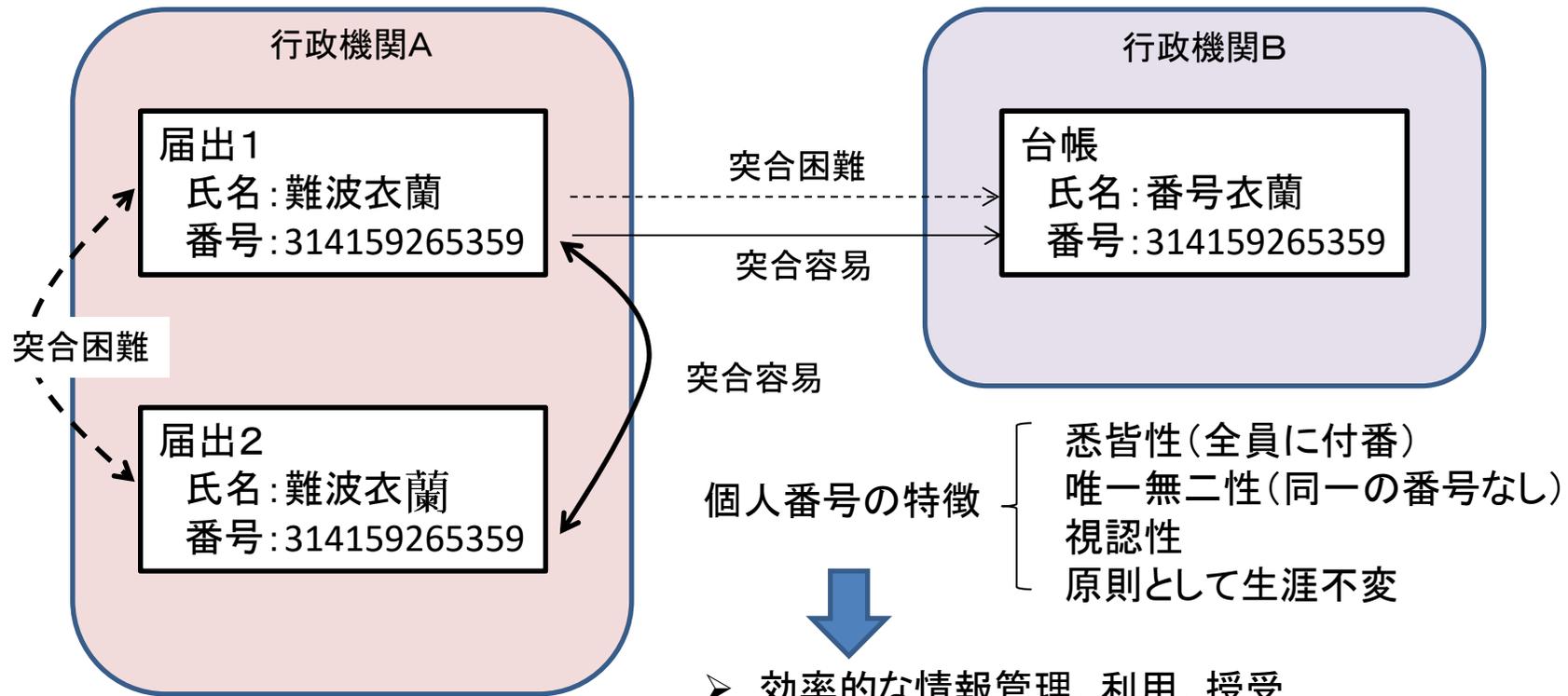
2015年10月 マイナンバー付番および通知開始

2016年 1月 マイナンバー利用開始

2017年11月 情報連携の本格運用開始

マイナンバーとは「共通」番号である

番号法 = 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律



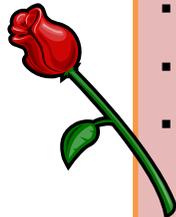
- 効率的な情報管理、利用、授受
- 公正な給付と負担の確保
(より正確な所得把握、きめ細やかな社会保障)
- 手続の簡素化

マイナンバー導入の表向きの趣旨

導入範囲

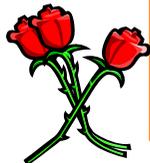
- ・社会保障・税・防災の分野
- ・全員参加(選択の余地無し)

効果



- ・正確な所得把握
→社会保障や税の公平化
- ・大災害時の被災者支援
- ・行政事務の効率化
- ・添付書類不要
→国民の利便性向上
- ・プッシュ型行政サービス

可能性



- 各分野に共通する社会基盤
→制度改革の選択肢を広げ、
新たな構想も実施



でも実はね...

- ・全ての所得把握は困難
- ・不正申告、不正受給の完全排除は困難

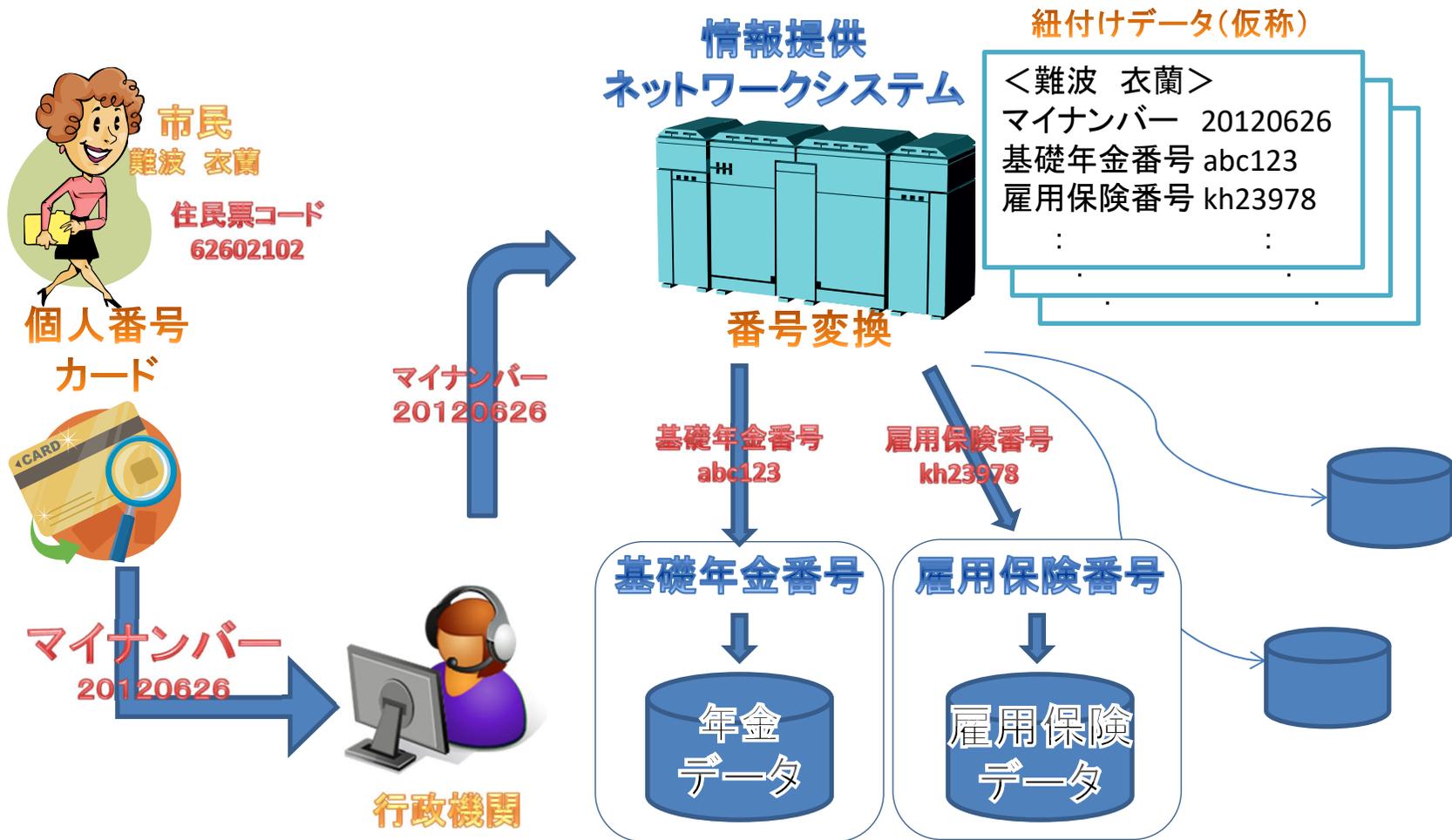


な、なんと...



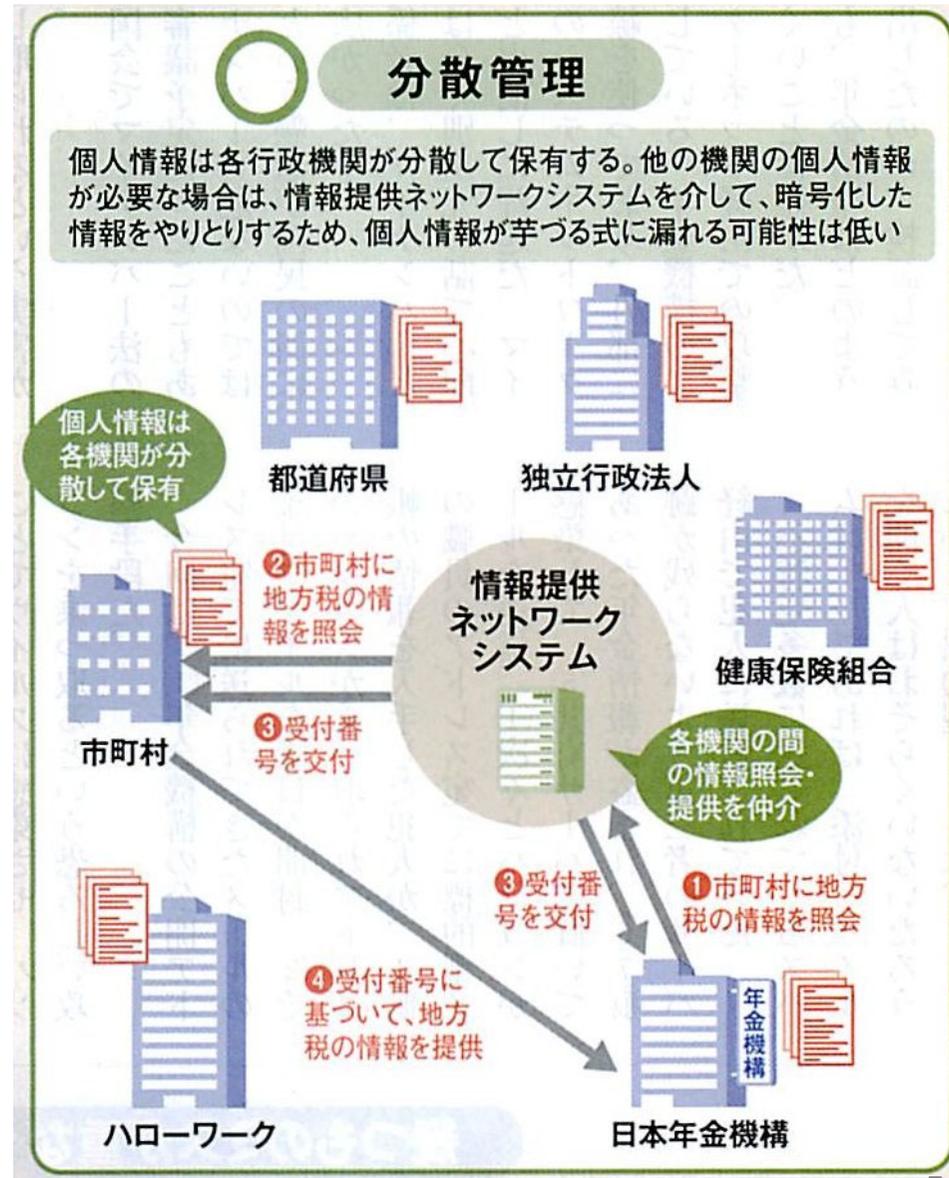
- ・難病研究で継続的データ蓄積
- ・がん患者の予後の追跡

マイナンバーは情報連携に使用される



情報は各行政機関で分散管理される

- 個人情報とは各行政機関で分散管理
 - 全ての個人情報を単一のデータベースに格納する訳ではない（個人情報の所在は従来通り）
 - バラバラに存在する個人情報を個人番号でつなぐシステム
- 個人情報の授受は情報提供ネットワークシステムを介して行われる
 - 日本年金機構
 - Aさんに対応する符合A（個人番号とは異なる）を用いて照会
 - ↓
 - システムは、個人番号、符合A（日本年金機構向け符合）、符合B（市町村向け符合）の対応表を用いて符合Bに変換
 - ↓
 - 日本年金機構からの照会内容を市町村に伝達
- 個人情報自体は情報提供ネットワークシステムを流れない

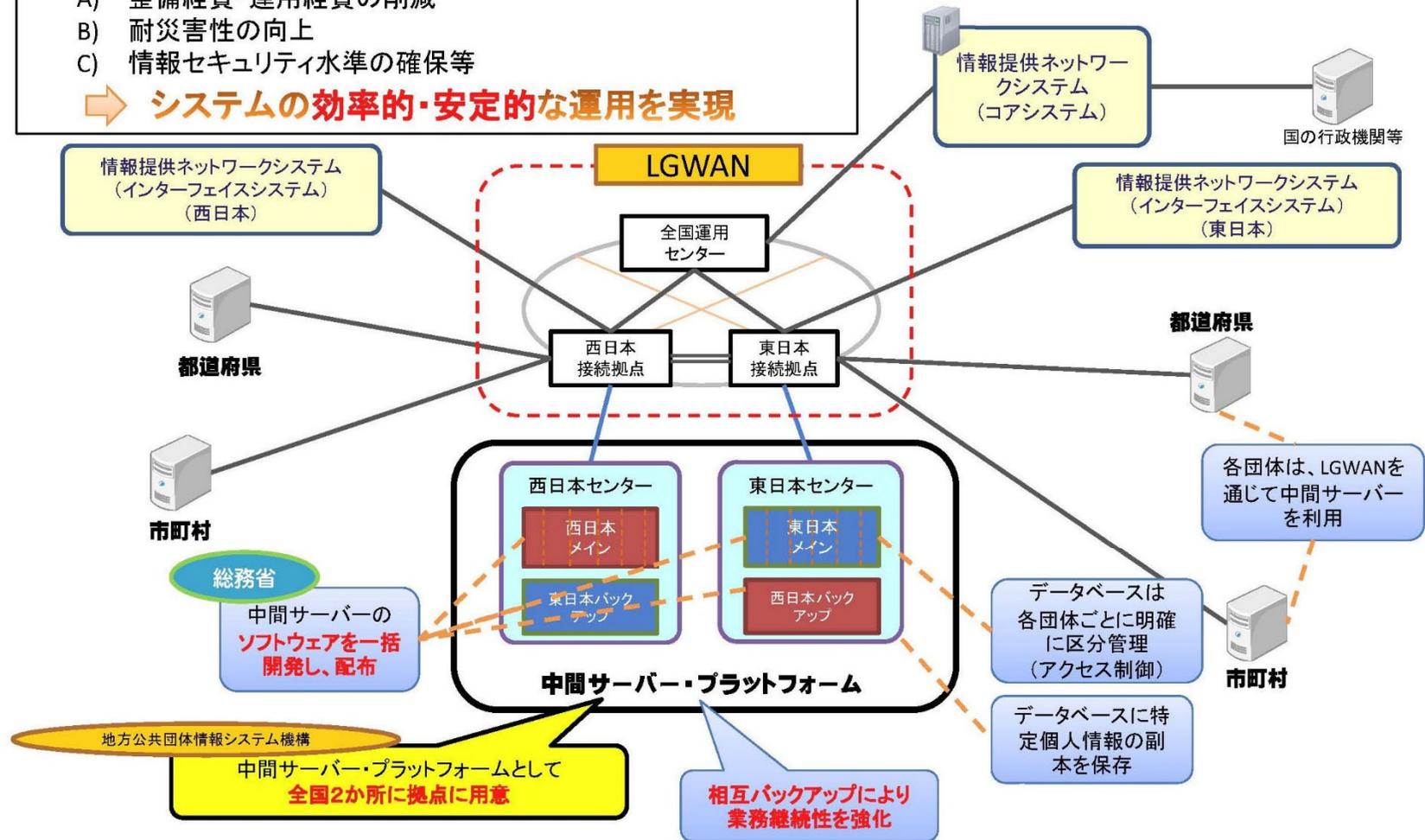


これって分散管理？

全国2か所の中間サーバー・プラットフォームに集約整備

- A) 整備経費・運用経費の削減
- B) 耐災害性の向上
- C) 情報セキュリティ水準の確保等

⇒ **システムの効率的・安定的な運用を実現**



マイナンバー制度における法規制

■ 社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野

■ マイナンバーを含んだ個人情報（特定個人情報）の提供の制限（19条）

→ ただし、19条14号では次のように規定している

国政調査権に基づく審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき

個人情報保護委員会の任務

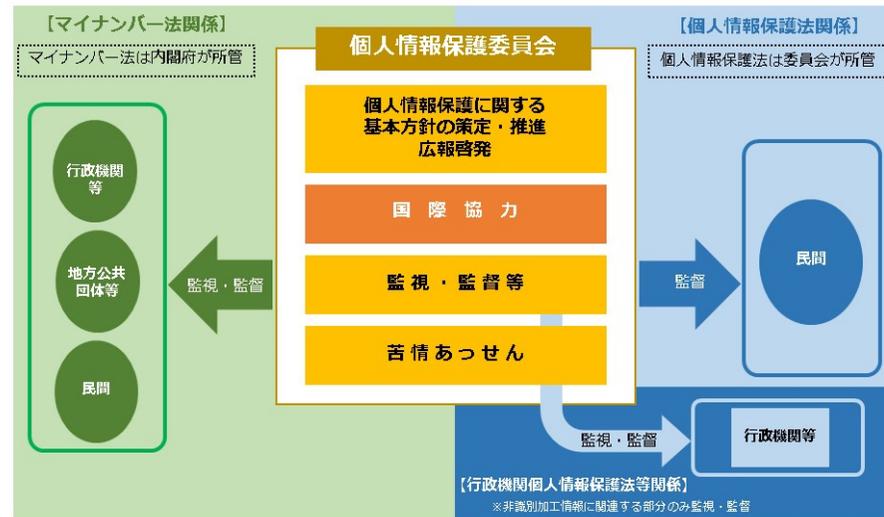
■ 個人情報保護委員会による監督

▶平成28年1月に設置。委員長及び委員8人。

■ 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長が、あらかじめ所定事項を評価した評価書を公示し、広く国民の意見を求める制度

■ 罰則の強化（次ページ参照）



<https://www.ppc.go.jp/aboutus/commission/>より

マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

11

諸外国の状況

国名	概要
韓国	<ul style="list-style-type: none">✓ 住民登録番号 (Resident Registration Number)✓ 出生または国籍の取得時に付与✓ 本人確認、税、医療、教育、金融、保険、福祉、出入国などで利用✓ なりすまし被害が深刻化
米国	<ul style="list-style-type: none">✓ 社会保障番号 (Social Security Number, SSN)✓ 個人識別システムに用いる✓ 納税者の識別、入院および患者のカルテ、過去の破産申請の履歴などの管理✓ 民間でも共通番号として幅広く利用✓ なりすましによる被害が深刻化
イギリス	<ul style="list-style-type: none">✓ 2006年3月に英国ID登録簿 (NIR) を導入✓ 2010年5月には、人権侵害を理由に廃止、NIRのすべてのデータは廃棄
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">✓ 納税者番号はあるが共通番号はない

誤解しやすい点あれこれ！

マイナンバー（個人番号）

- ✓ 行政機関における情報管理・情報連携に使用される12桁の番号

マイナポイント

- ✓ 買い物をするともらえるポイントをマイナンバーカードで実現したもの



マイナンバーカードの利用

マイナンバーカード



身分証明書や行政のオンライン手続きに利用できます。



裏面にはマイナンバーが記載されています。

申請から約1カ月で交付通知書が発送されます。

- ✓ マイナンバーが裏面に記載されたカード
- ✓ 健康保険証などとしても使えるよう利用拡大が検討されている（マイナンバーは使わない）

マイナンバーカードの利用

マイナポータル

- ✓ インターネットで自分の情報・情報連携の履歴などを確認できるシステム
- ✓ 給付金の申請などにも利用された
- ✓ 利用にはマイナンバーカードが必要



政府の狙い～デジタル社会のモンスター



利用分野拡大、全ての情報が
国に管理・監視される！
もう誰も止められない！
...こんなはずでは



社会保障・税・防災の分野で
便利になるなら、
まあ、いいんじゃないか。

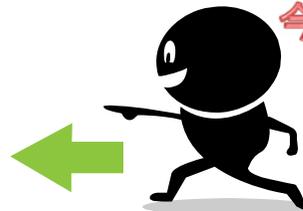


法律は多数決で
改正されます。
でも、多数が必ず
正しいとは限りません。

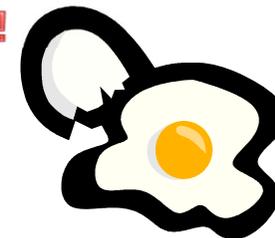
法案成立！



だから

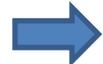


今のうちに、阻止することが
大切なのです！



マイナンバー制度の問題点

マイナンバー制度は情報を名寄せするための制度！



種々の情報が一気に漏洩する恐れあり！

従来のプライバシー侵害

他人に「知られる」ことによる侵害



- ✓ プロファイリングは、新たにセンシティブな情報を得ることに等しい
- ✓ 情報を収集している者が内部的に行うことができる

新しいプライバシー侵害(プロファイリング)

自分が自分でなくなる侵害



- ✓ 開示・漏洩だけでなく、収集・管理(利用)も問題となる
- ✓ そのような制度自体に取り込まれない自由も認められるべき

高度な情報検索・関連付け

リクナビ事件

学生の就活サイト等の利用履歴から、就職内定者の内定辞退の可能性をスコアリング

信用スコア問題

ネット通販の利用履歴やWebサイトの閲覧履歴などのデータを元に人工知能(AI)が個人の持つ信用力をスコアリング

リコメンド機能

オンラインショップで一方向的に商品を奨められる。

名古屋地裁判決の概要

原告の主張	判決
<p>(1) 自己情報コントロール権(開示等されない自由、接続されない自由)は憲法13条によって保護されるべきである</p> <p>＜開示等されない自由＞ 個人に関する情報をみだりに開示、公表、収集または管理されない利益または自由</p> <p>＜接続されない自由＞ 自己の意思に反して、個人に関する情報を脆弱なネットワークシステムに接続されない自由</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 何人も個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに収集、保管、開示又は公表されない自由又は法的利益を有する✓ 接続されない自由については、判断しなかった
<p>(2) 権利侵害の有無については目的審査、手段審査が厳格な基準でなされるべきか？</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ ①番号制度において取り扱われる個人情報の秘匿性の程度、②法令等の根拠の有無及び行政目的の相当性、③法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏洩、目的外利用等の具体的な危険の有無で判断する
<p>(3) 個人情報の秘匿性の程度について</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 個人番号自体は秘匿性の高い情報とは言えない✓ 番号制度で収集する情報は、以前から書く行政機関等で収集等されていた情報である✓ マイナンバーに紐付けられるデータは秘匿性の高いものがあるから、漏洩や目的外利用されたりした場合にはプライバシー侵害の危険はある

名古屋地裁判決の概要

原告の主張	判決
<p>(4)行政目的の相当性はない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民の利便性の向上」という目的のために人権を制約するのは本末転倒 ・「行政運営の効率化」は行政機関の便宜を追求するものであり国民のプライバシーへの介入を正当化することはできない ・「公平な給付と負担の確保」については実現不可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政目的の相当性は認められる ←目的達成のために、番号制度の実施を望まない国民を含めて広く国民の参加を要する制度とすること自体を不合理ということとはできない ←限りある国家予算を効率的に執行することにつながる ←制約の中で可能な限り、より公正な給付等を実現することは十分な意義がある
<p>(5)手段審査</p>	<p>具体的な危険の有無で判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 開示、漏洩等を防ぐ法的措置が講じられている ✓ 情報の分散管理やアクセス制御などの技術上の措置もとられている ✓ 個人番号が流出した事故は、人為的なミスであり、法制度、技術上の欠陥とは言えない
<p>(6)番号法19条14号(番号の提供等を捜査等で認め、また政令に委任している点)が憲法41条違反である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 刑事事件の捜査のための情報提供は、刑事訴訟法等の法令に従って行われるから違憲とは言えない ✓ 政令に委任している点も、白紙委任とは言えないから違憲ではない

全国の違憲訴訟の状況

裁判所	原告数	現状
仙台	6	2020年6月30日判決
新潟	4	2020年6月11日判決 2020年12月1日控訴審(1)
金沢	50	2020年6月9日判決
東京	30	2020年2月25日判決
神奈川	201	2019年9月26日判決 2020年6月29日控訴審(1)(延期)
愛知	19 (控訴は10)	2019年12月27日判決 2020年8月20日控訴審(1) 2021年2月3日控訴審(2)
大阪	66	一審審理中
九州	14	2020年6月15日判決

マイナンバー社会にどう対応するか？



情報収集の手段



政府

情報の収集・利用

- 情報収集の手段を拡充させない！
- 収集できる情報を安易に拡大させない！
- 可能な限り情報を提供しない！



監視

第三者機関

- 収集された情報のセキュリティを監視！
- 情報が不当に利用されないよう監視！

情報保護に対する
マインド向上が必要！